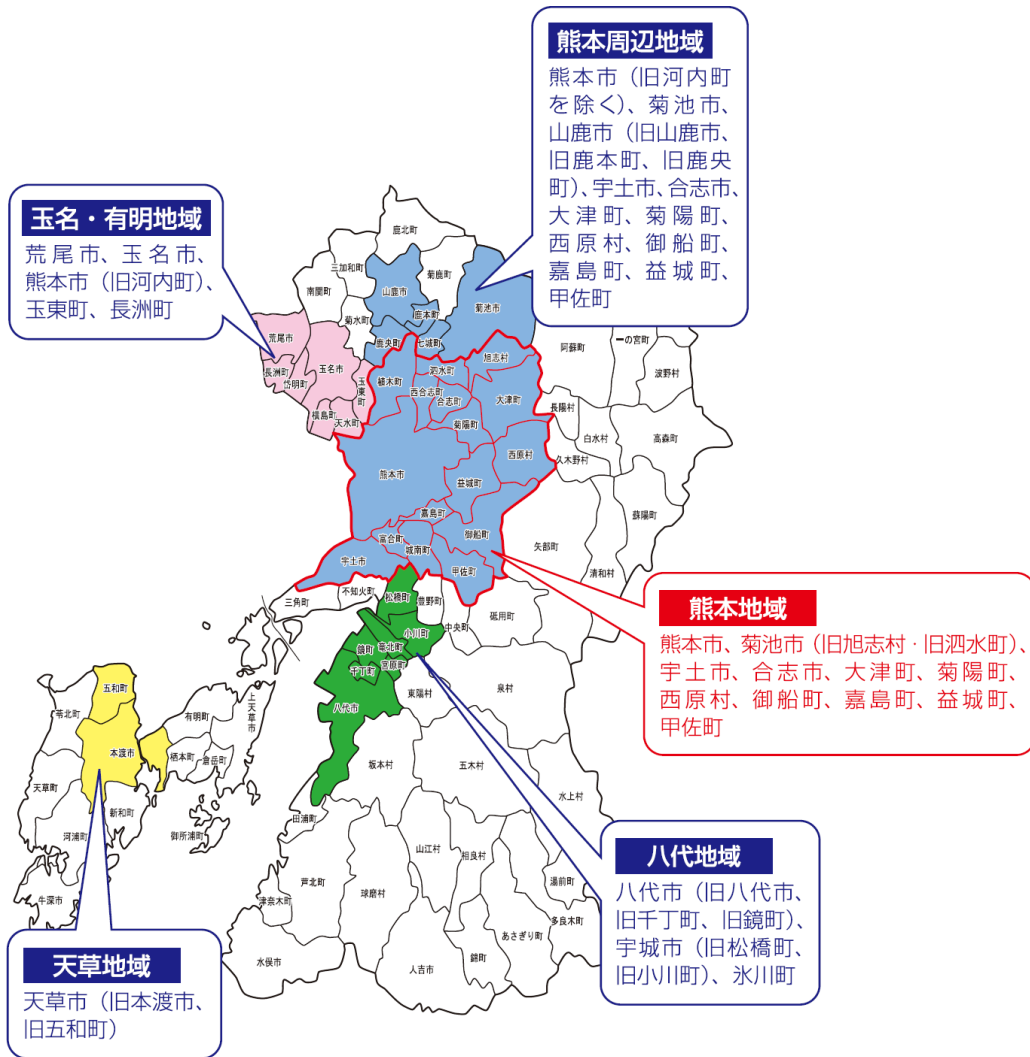


## 【熊本県地下水保全条例に基づく指定地域・重点地域図】



**指定地域** = アセス条例の「地下水保全地域」 = インセンティブ案の適用範囲

## 【定義】

地下水の採取に伴う障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域（地下水保全条例第25条）

**重点地域** = 地下水涵養指針の涵養目標の対象

## 【定義】

指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域（地下水保全条例第25条の2）